

やさしい国民年金相談室

シリーズ ⑨

年金を受けとる方法とは？

問 老齢年金を受けられる条件がそろったので請求したところ「国民年金証書」が送られてきました。ところで、年金の支払いはいどのように行われるのですか。

答 老齢年金は、毎年三月、六月、九月、および十一月の四期に、それぞれ前月までの分（十一月については当月までの分）が支払われます。

参考：通算老齢年金は、毎年六月及び十二月の二期に、それぞれ前月までの分が支払われます。

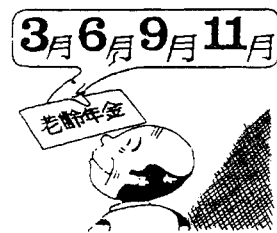
老齢年金の支払いは、受給権者が希望した銀行、信用金庫、及び農協などの金融機関（国庫金を取り扱う金融機関に限る）、または郵便局を通じて次のように支払われます。

①金融機関での支払いの場合

金融機関での支払いを希望した人には、支払期になると自動的に年金額が預貯金口座に振り込まれるとともに、国民年金振込通知書が送付されてきます。口座に振り込まれると、通常の預貯金ですのでいつでも引き出すことができます。

②郵便局での支払いの場合

郵便局での支払いを希望した人には、支払期になると、国民年金支払通知書が送付されてきます。通



知書に記載されている支払開始日以降に、通知書と国民年金証書を指定した郵便局に提出して年金を受けとるようになります。

なお、郵便局に対し通常郵便貯金に振り替えて預入することを請求した人については郵便局の窓口での現金の払い渡しに代えて通常郵便貯金に振替預入されます。

物価スライド後の新年金額での支払い

今回の物価スライドの実施により厚生年金保険および船員保険は昭和五十六年六月（国民年金については七月）から年金額が七・八

国民年金		厚生年金保険		年金種別	支払時期
通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金 特別遺族年金 通算遺族年金	障害年金 遺族年金		
〃	〃	〃	〃	昭和五十六年 八月期支払分 から	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

%引き上げられることになりました。

これによる引き上げ後の新年金額の内容については、七月下旬、（国民年金については八月下旬）に、社会保険庁から「年金額改定通知書」をもって各受給者宛通知されます。

新年金額での支払時期

厚生年金、船員保険および国民年金の年金種別ごとの新年金額での支払時期はつぎの表のとおりです。

新年金額での支払い

今回の年金額の引き上げは、厚生年金および船員保険については六月から、国民年金については七月から行われることや、また、年金種別により支払月が異なっていることから新年金額での支払い方法はいろいろ異なっています。

（厚生年金保険および船員保険）一、老齢年金、障害年金および遺族年金

八月期支払分は、引き上げ前の年金額の一カ月分（五月分）と、新年金額の二カ月分（六月分と七月分）とを合わせた額となります。

（計算例A）

二、通算老齢年金・特別老齢年金通算遺族年金および特別遺族年金十二月期支払分（六月分から十一月分）は、すべて新年金額で支払われ、その額は、年金改定通知書の支払額の二分の一となります。

（国民年金）

一、老齢年金（五年年金を除く）九月期支払分は、引き上げ前の年金額の一カ月分（六月分）と、新年金額の二カ月分（七月分と八月分）とを合わせた額となります。

（計算例B）

二、五年年金
五年年金については、七月から二十七万一千円から二十九万二千円に引き上げられることになりましたので、九月期の支払額（六月分から八月分）は、七万一千三百

一六円となります。

三、通算老齢年金

十二月期支払分は、引き上げ前の年金額の一カ月分（六月分）と新年年金の五カ月分（七月分から十一月分）とを合わせた額となります。

（計算例C）

年金はこのように裁定

年金を受け取る権利は、要件がととのったときに事実上発生しますが、要件を満たした人は、要件をすべて満たしていることの確認をうけることが必要です。この受給権の存在の確認をすることを裁定の請求といえます。年金をうけるには裁定請求をしなければなりません。

裁定の請求は社会保険庁長官に行うこととなっています。また、社会保険庁長官は、裁定の請求があったときは、要件を確認して、要件がととのっているときは、年金をうける権利があることを証する年金証書と確認（裁定）の通知書を請求した人に送ることになっています。

社会保険相談

九月の相談日は

九月二十二日（火）

ご相談の際は被保険者証、印鑑等は必ずご持参くださるようお願い申し上げます。

なお、あらかじめ市民課年金係までご連絡ください。

☎ 一一一 内線二四二